

◆状況報告会の様子



高規格堤防（スーパー堤防）及び まちづくり（面整備）ニュース 第10号

2012年9月
堺市建設局
大和川線推進室
TEL
072-228-8435

高規格堤防事業は、平成22年10月の内閣府に設置された行政刷新会議「事業仕分け」において、「現実的な天災害に備える視点に立ち入り、治水の優先順位を明確にした上で事業としては一旦廃止とすること。」と提言されました。これを受け、国土交通省が設置した「高規格堤防の見直しに関する検討会」において、人命を守ることを最重視し整備区間を大幅に見直した結果、阪高大和川線事業やまちづくりと一体となった大和川線地区の高規格堤防は、今後も整備を進めていくことになったことから、今後の進め方を皆様にお知らせするために、「大和川高規格堤防整備事業状況報告会」を開催しました。

本号では、8月2日から10日の9日間で開催しました、『大和川高規格堤防整備事業状況報告会』の説明内容や皆さまからいただきました主なご意見・ご質問等の内容、今後の予定についてお知らせします。

◆国土交通省が下記の内容について報告しました

●事業仕分け後の国土交通省の対応

⇒国土交通省では、事業仕分けの結果を受け、学識経験者による「高規格堤防の見直しに関する検討会」を平成23年2月から12月の間に計7回開催し、堤防整備の仕方、整備が必要な場所、コスト削減策等の検討を行い、大幅に見直した今後の整備区間を平成23年12月に公表しました。その結果、大和川線地区は、高規格堤防整備事業を引き続き進めていくこととなりました。

●今後の高規格堤防整備事業の進め方について

⇒国の財政が非常に厳しい状況にあり、これまでと同程度の年間予算を確保することは困難な状況であることから、「まちづくり」や「地震や洪水等への災害への対応」等を勘案し、下流側から順次整備する考えであることを報告しました。

◆総勢184名の方の出席がありました

土地もしくは建物の所有者を対象とした『状況報告会』に、184名の方の出席がありました。
※報告会当日の「主な意見・質問とその回答」は2ページから3ページに、「状況報告会の様子」は4ページに掲載しています。

◆今後の予定について

今後、年内を目途に土地・建物所有者を対象とした勉強会を開催し、今後の事業の進め方や計画等について説明する予定をしておりますので、皆様のご理解のほどよろしくお願いいたします。

高規格堤防及びまちづくり（面整備）に関するご意見やご質問をお聞かせください。

高規格堤防及びまちづくり(面整備)について、疑問や不安な点がございましたら、以下の問い合わせ先まで、ご連絡ください。

【問い合わせ先】

高規格堤防（スーパー堤防）に関する問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所 大和川下流出張所

電話 072-232-3431 FAX 072-232-3441

HP <http://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/index.php>

まちづくり（面整備）に関する問い合わせ先

堺市 建設局 大和川線推進室

電話 072-228-8435 FAX 072-228-7139

HP http://www.city.sakai.lg.jp/city/info/_yamatotai/index.html

阪神高速大和川線に関する問い合わせ先

阪神高速道路(株) 建設事業本部 堺建設部 大和川線建設事務所

電話 072-226-4864 FAX 072-226-4602

HP <http://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/index.html>

◆主な意見・質問とその回答

状況報告会でいただきました主なご意見・ご質問を以下に紹介します。

《事業仕分けに関する意見・質問》

意見・質問等	回答
・事業仕分けで400年かかる事業だと言われ白紙になったが、昨年1年間検討して、国交省がやると決めたのか？	・国交省で高規格堤防整備事業の継続を決定しています。但し、事業は大幅に見直した整備区間で行います。
・大臣がかわったり、違う政党が政権を取った場合にまた方針が変更となるのか。政権が変わる度に振り回されるのは我慢できない。	・政権や政府がかわって国の方針が変更となった場合は、事業の方針が変わる可能性はあります。 ・国土交通省としては、事業を継続して実施していきたいと考えています。

《計画内容等に関する意見・質問》

意見・質問等	回答
・どのような計画を持っているのか？	・第2回勉強会で将来のイメージの一例を示しましたが、今後の勉強会で皆さまと細かいところまで詰めて決めていく予定です。
・高規格堤防をやるのなら今の阪高上部をどうするのか？	・阪高上部の整備については、今後、整備手順など検討し、計画していきます。

《事業の実施範囲に関する意見・質問》

意見・質問等	回答
・高規格堤防の幅は今までどおりか？	・以前から提示している幅で、今までどおり30hの幅を基本としています。まちづくりの範囲も第2回勉強会で提示した範囲です。
・高規格堤防の区域は変更になったのか？いつの間に大阪市側も実施するようになったのか？	・大阪市側は以前から整備区域に入っています。ただ現段階では具体的な計画はありません。

《津波・災害に対する高規格堤防の効果等に関する意見・質問》

意見・質問等	回答
・（南海・東南海地震での）津波の想定により、堤防高さを見直すのか？	・現在、政府でのM9.0規模の津波高さの検討結果は、堺区で3.4m、西区で4mです（※）。国としてはこの程度の波であれば現在の大和川の堤防を越えることはないと考えています。しかし、確認のため大和川を遡る波の高さを検討していますので、結果については検討が終わり次第報告します。
・地震による液状化現象が心配である。	・高規格堤防整備区域では地盤の調査を行い、必要がある場所については地盤改良を行います。

（※）この発言は8月2日から10日の地元説明時のものです。
内閣府が8月29日に再度、津波高さ、浸水域などの結果を公表しました。確認のため大和川を遡る波の高さを検討いたします。

《事業スケジュール（事業展開）等に関する意見・質問》

意見・質問等	回答
・いつ整備するのかを明確にしてもらわないと話にならない。3年後なのか30年後なのか？	・次の勉強会には説明できるようにしたいと考えています。
・以前に事業賛否をアンケートしているはずだが、賛成の多い箇所から先に事業を進める方法はないのか？ ・下流に反対が多ければ事業は進まないのではないのか？	・「まちづくり」や「地震や洪水等への災害への対応」等を勘案し、下流側から順次整備していくことを考えています。 ・下流の堤防が決壊した場合、堺市の旧市街を含め被害が大きいので、現段階ではやはり下流から進めていく考えです。

《移転補償等に関する意見・質問》

意見・質問等	回答
・補償額については具体的な数字を出すべきである。 ・以前話を聞いた際には、あと2年程で家の査定等に入ると聞いていたがまだかかるのか？	・以前に補償の考え方の概要を説明しましたが、補償額の算定は事業計画が定まった時点となりますので、もうしばらく時間がかかります。
・高規格堤防上の土地は堤防としての権利がかかってしまい、現在の土地と同じような権利ではなくなるのではないのか？	・所有権は現在の地権者の方々のままです。 ・但し、高規格堤防特別区域の設定をするので、土を掘って地下室等をつくる際は、許可が必要となる等の規制がかかります。詳しくは第3回勉強会で配布した資料に記載していますが、普通の家の建築に関しては問題ありません。
・どうして土地の買収が出来ないのか？ ・買収するほうが地権者とのやり取りも少なくなつて安く、早期に整備できるのではないのか？	・高規格堤防区域内の土地については、原則として買収できません。

《その他に関する意見・質問》

意見・質問等	回答
・中身のある具体的な説明会を次回はやってほしい。次回はいつやるのか？	・具体的な計画について、現在検討しております。 ・年内を目途に、勉強会を実施したいと考えています。
・堺市は、高規格堤防整備事業について、今後どうしていきたいと考えているのか？	・市民の治水安全性を確保するため、高規格堤防事業の早期整備を今後も国へ要望していきます。
・堺市は、この件にどう関わっているのか？	・まちづくり（面整備）については、高規格堤防事業と併せて行っていくこととしています。